

HAPEE ハッピーメール MAIL

Hiroshima international Access and Promotion of Economic Exchange

発行：ひろしま産業振興機構 国際ビジネス支援センター
〒730-0052 広島市中区千田町 3-7-47
TEL：082-248-1400 FAX：082-242-8628

【Mail Magazine 知っ得情報】

メルマガでは国、県、市町、産業支援機関等及び産振構の公募イベント助成金情報などのご案内をいち早く皆様にお届け致します（右記のQRコードで閲覧できます。）。

※ 毎週木曜日配信



(公財)ひろしま産業振興機構発行

★ バックナンバーは産振構HP「拠点別レポート」から
ハッピーメールは、回覧して皆様でお読みください。

上海事務所と世界9都市のビジネスサポーターが 皆様の海外ビジネスをサポートします。



★海外ビジネスサポーター
◆上海事務所



サポート内容

【相談・情報提供】

- アドバイス・相談
- 情報の収集・提供
- 専門機関の紹介

【コーディネート】

- 取引先の発掘・紹介
- 商談設定・現地同行
- 商談のフォロー



ご利用は無料！！

まずは当センターにご連絡ください

CONTENTS

新型コロナウイルスに関する情報は、3月27日時点の情報です。

巻頭言	ひろしま産業振興機構の海外拠点（上海事務所と海外ビジネスサポーター）	1	
海外レポート	バンコク	新型コロナウイルス感染症の影響とバイオテクノロジー	2
	シンガポール	新型コロナウイルスのビジネスへの影響	3
	チェンナイ	インドにおける輸出入取引にかかる GST の概要について	4
	大連	進出・投資先として大連市の強みについて	5
	ホーチミン	ベトナムへの進出形態の概要 その3	6
	中国	中国ビジネス Q&A 「新型コロナウイルスによる上海市への影響」	7
お知らせ	新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ	8	

海外レポート | タイ バンコク

「新型コロナウイルス感染症の影響と バイオテクノロジー」

辻本 浩一郎

＜非常事態宣言発令＞

3月26日、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐための非常事態宣言が発令されました。適用期間は4月30日までです。

その間、県をまたぐ移動を控えるよう協力要請がされました。食品や生活必需品を販売する店は閉鎖されません。最初の段階では原則として外国人の入国は禁止されます。ただし、外交官や航空機の操縦士、労働許可証と新型コロナウイルスの陰性を示す健康証明書を持つ人などは入国が認められます。

現状（3月27日現在。以下同じ。）では、国のロックダウン（封鎖）ではなく、空港も開いています。外国人の出国規制については言及していませんが、タイに滞在する場合は査証（ビザ）の確認や発給はより厳格化される見通しです。

＜相次ぐ減便・運休＞

また、航空会社も新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、減便、運休などの対応に迫られています。

日本～バンコク便については、一部の減便を除き、多くが運休となっています。昨年12月に就航した広島空港のバンコク線（ノックエア）は、3月8日から運休となりました。バンコク・エアウェイズも国内・国際両線で運航を見合わせると発表、期限を設けている路線は最長で10月末までとしています。バンコクとインドのムンバイ、ベトナムのフーコックやカムランなどを結ぶ便については、3月末から無期限で運航を停止するとしています。

＜支援措置＞

タイ歳入局は、経済を刺激し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた個人や事業を支援するために、次のような新しい租税措置を発表しました。

- (1) PND90 や PND91 による 2019 年度の個人所得税還付の申請期限を 2020 年 3 月末から 8 月末まで延長する。また、追加徴税分の支払い期限は 8 月 31 日までに設定。

※タイでは徴税方法として、自己申告制度が採用されており、納税者は申告書（PND90 または PND91）に課税年度の所得に対する所得税を記入し、翌年 3 月末までに確定申告・納税をしなければいけません。

- (2) 2020 年 1 月 1 日から 12 月 31 日の期間に、研修セミナーを実施したことから生じる費用について、200%を損金として計上し、法人所得税から控除する。これらの費用に

は、①セミナー会場、宿泊、移動及びその他関連費用、②スタッフの研修セミナー実施に際し、旅行者やガイドに関する法律の下で旅行者へ支払ったサービス料が含まれる。

- (3) 2020 年 1 月 1 日から 12 月 31 日の期間に、ホテル事業資産の追加、変更、拡張または改善から生じた費用について、150%を損金として計上し、法人所得税から控除する。

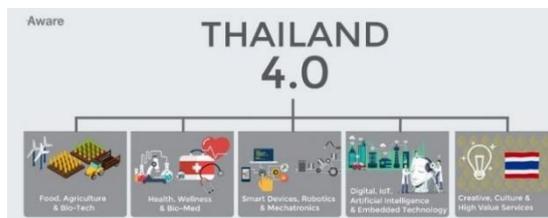
- (4) 2020 年 4 月支払い分より 9 月末まで、サービス取引に係る源泉税を 3%から 1.5%へ減税する。また、3 月度分から 5 月度分まで、社会保険比率を、法人負担分は 5%から 4%に軽減、個人負担分は 5%から 1%に軽減する（社会保険庁発表）。

- (5) 2019 年の法人税 (Por.Ngor.Dor.50) の支払い期限は 8 月 31 日に、2020 年の半期（1～6月）の法人税 (Por.Ngor.Dor.51) の申告期限は 9 月 30 日とする。

＜20年後の先進国入りを目指して＞

新型コロナウイルス感染症の影響への支援措置を行う一方で、タイ政府は、環境向けのバイオにも力を入れ始めています。

20年後に先進国入りを目指す野心的なビジョン「タイランド 4.0」で掲げる10産業の中にバイオテクノロジーがあります。水をきれいにする、空気をきれいにする、バイオを使ったさらなる農業の進化など、今後、政府主導のバイオ技術を活用した環境系の事業がさらに活発になっていくことが予想されます。微生物を使用したバイオ技術など、今後、積極的に導入していくでしょう。



バンコクのほぼ中心部を走るセーンセープ運河。生活排水などで汚染されているため水質が非常に悪く、悪臭もひどいです。この運河をきれいにすることがタイ政府にとっても念願であり、聞いたところによると、タイ国王陛下が運河の改善を命じたそうです。

タイやアセアンでの環境向けのバイオテクノロジー事業への参入にご興味があれば、ぜひ、ご一報ください。

「新型コロナウイルスのビジネスへの影響」

碓 知子

世界中に感染が拡大し、終息の兆しが見えない新型コロナウイルス。感染の拡大を防ぐため、国境封鎖などを余儀なくされる国が増える中、経済への影響が深刻になってきています。シンガポールでも、速報値によると、2020年第1四半期のGDPは対前年同期比2.2%のマイナス。政府は2020年のGDPを1%から4%のマイナスと予測しています。

<観光産業に打撃>

シンガポールは600万弱の人口に対して、2019年には1,900万人以上の来訪者のあった観光立国。しかもその2割近くを中国人が占めています。中国とのフライトキャンセル、減便だけでも観光業界、航空会社には打撃だったのに、米国、欧州、オーストラリアでも渡航制限が始まりました。シンガポールも、一時は感染が終息しつつあった中、海外から来訪者、帰国者の感染が増えたことにより、3月18日は海外への渡航の禁止措置に踏み切りました。海外から帰国する国民、永住権保持者は、渡航先を問わず、入国後14日間の自主隔離が求められています。シンガポール航空は147機の機材のうち138機を運航停止にしました。シルクエアの広島便も3月27日から運休となりました。

<隣国マレーシアで国境封鎖>

さらに衝撃が走ったのは、3月16日の晩、マレーシアが突然、3月18日から自国民の海外渡航、外国人の入国禁止を発表したことです。

毎日、およそ41万5,000人がシンガポールとマレーシアの間を陸路で行き来していますが、そのほとんどはシンガポールで働くマレーシア人。医療従事者にもマレーシア人は多く、国境を越えて通勤しているのはおよそ1,000人。マレーシア人なしにはシンガポールの経済活動は成り立ちません。

シンガポール政府は、シンガポールに残るマレーシア人従業員の宿泊代補助として、1泊1人あたり50シンガポールドル(約3,755円)の支給を決め、会社によってはホテルや寮などを確保したところもありました。17日の午後、荷物を持ってシンガポールに入国する車で国境の橋は大渋滞。それでも、統計はありませんが、国境封鎖中、シンガポールに残る決断をしたのは、全体のごくわずかでしょう。人手が足りない、という声はあちこちで聞かれます。

<野菜、鶏肉、卵について>

さらに、多くの生鮮食料品もマレーシア陸路輸入されていて、野菜や鶏肉の約3分の1はマレーシアからの輸入。マレーシア側が食料などの生活必需品の輸送は国境閉鎖の対象外とすることとし、野菜や鶏肉不足の心配はなさそうです。しかし、建設資材では納期の遅れが発生するかもしれません。

<売上げのオンラインショッピング>

多くのビジネスが苦境に陥る中、売上げを伸ばしているのがオンラインショッピングです。日用品や食品も扱うオンラインストアでは、食品は客単価が10倍、紙製品は5倍、除菌や掃除用品は6倍に増え、売上げも300%アップ。在宅勤務が増えたことで、フードデリバリーも需要が伸びており、10~20%の売上げにアップになっているといいます。



【閉鎖とするチャンギ空港・チェックインコーナー】

<2020年度予算は急遽コロナウイルス対策に>

2月18日に発表された2020年度政府予算案には、急遽、総額64億シンガポールドル(約4,886億円)の感染拡大に伴う経済支援パッケージが盛り込まれました。さらに3月28日には480億Sドル(約3兆6,638億円)の追加予算を発表。雇用を守ることが重要だとして、エアラインや観光業界については給与の75%、飲食業界は50%、その他の業界は25%を政府が負担すること、フリーランスなどの自営業者には9カ月に渡り、月1,000Sドル(約76,000円)を支給することなどを発表しました。有事のための国家積立金を予算に組み込むのは建国以来2度目です。

先が見えない新型コロナウイルスですが、シンガポール政府は、さらに結束を高め、ともに乗り越え、国を強くするチャンスだと、国民に呼びかけています。

「インドにおける輸出入取引にかかる GST の概要について」

田中 啓介

＜物品・サービスの輸入取引にかかる GST の課税＞

インドでは 2017 年 7 月に新税制 GST (Goods and Service Tax: 物品サービス税) が導入されました。日本では消費税は国が一元管理をしていますが、インドでは州の権限が強く、GST も州内の取引の場合と州を跨(また)ぐ取引の場合とで取り扱いが異なります。州内での取引の場合、中央政府への GST である CGST (Central GST) と州政府への GST である SGST (State GST) が同じ料率で課税されます。

物品・サービスを輸入した場合には関税とは別に IGST (Integrated GST) が課税されます。この IGST は国内での州間(州をまたぐ)取引の場合と同様、支払った IGST を「IGST インプット(仕入税額控除)」として資産計上をすることが可能(但し一部の品目につき例外あり)で、売上に対して課税される IGST の未払分である「IGST アウトプット(預かり消費税)」との相殺が可能です。通常の取引では、事業者が顧客から GST を預かり政府へ納税しますが、輸入取引の場合には、顧客が事業者に代わって政府に直接 GST を納税する“リバースチャージメカニズム (Reverse Charge Mechanism: RCM)”という仕組みが採用されています。

＜物品の輸出取引にかかる GST の課税関係＞

インドでは物品を輸出した場合には原則 GST は免税扱いとなります。つまり、輸出事業者が税務当局に対して輸出取引に関する引受事項書簡 (Letter of Undertaking: LUT) を申請することにより、当該 LUT 取得後は輸出取引については GST 免税取引として処理することが可能となります。LUT については課税年度ごとに申請・取得をする必要があるため注意が必要です。なお、輸出事業者が LUT の取得していない状況において、輸出取引に係る IGST を一旦納税した場合には、後日税務当局に対して還付申請を行うことも可能です。物品の還付申請については、税務申告フォームである GSTR-1 (=売上申告) GSTR-3B (=仕入れ申告) を適切に行えば、自動的に関税当局の情報と照合され約 2~3 ヶ月ほどで還付されることとなります。

なお、完成品を海外から輸入し、当該完成品に加工を施さずに海外へ輸出する場合には、当該輸入取引に際して支払った GST インプットは 100% 還付請求をすることができます。

一方で、仕入れた原材料をインド国内で加工して輸出をする場合には、完成品の輸出額割合に応じて GST インプットの還付を請求することができます。

例えば、仕入時に支払った GST インプットが 100 であったとする。国内販売額が 500、輸出販売額が 1,500、完成品の販売額合計が 2,000 であった場合、全体の売上(販売)額に占める輸出の割合は 75% となります。従って、仕入時に支払った GST インプット 100 のうち 75 を還付請求できることとなります。

GST インプットの還付には以下の資料が必要となります。

※還付事例

仕入時の支払い GST インプットを 100 とした場合

販売先	販売額	割合
国内	500	15%
輸出	1,500	75%
合計	2,000	100%

還付対象

【還付請求額】

仕入時の支払い GST インプット $100 \times 75\% = 75$

- 購入時の請求書コピー
- 輸出時の請求書コピー
- 仕入先の GST 申告額との照合結果
- 還付申告と宣誓書
- 勅許会計士による証明書
- その他 GST 当局が要求する書類

なお、外貨建てで輸出代金を受け取りたい場合には、外貨を保管する指定預金口座 (Exchange Earners' Foreign Currency Account: EEFC 口座) を開設することが可能です。

EEFC 口座での取引においては以下の書類の整備が必要となりますが、当該口座の特徴として、無利息でありかつ 30 日超の外貨保有ができない(つまり一定期間が過ぎると自動的にルピー転換される)点には注意が必要です。

- 海外送金依頼書(銀行所定の申請用紙)
- 外貨建てで金額が記載された請求書のコピー
- その他関連証憑書類のコピー(契約書・発注書など)

＜新型コロナウイルスに関する情報＞

・モディ首相は、3 月 25 日 0 時から 21 日間、インド全土をロックダウンし、外出禁止令を発動しました。

・インド政府は、国際民間旅客航空便のインドへの着陸停止措置を 4 月 14 日まで講じております。

「進出・投資先として大連市の強みについて」

趙 万利

中国への進出・投資先としての大連市の魅力と日系企業の誘致に向けた取組についてご紹介いたします。

＜日系企業数世界3位＞

大連市には日本電産をはじめ、キャノン、パナソニック、東芝、アルプス電気、TDK、YKK、オムロン、ローム、日立、アルパインといった日本を代表するメーカーが揃って進出しています。外務省が発表した「海外在留邦人数調査統計（平成30年版）」によると、世界都市別の日系企業（拠点）数は、上海、バンコクに次いで、大連市は第3位となっています。

実は、大連市の日系企業数が「世界第3位」であることは、大連で働く日本人駐在員や大連市の政府関係者にもあまり知られていません。

順位	都市名	日系企業数
1	上海	10,043
2	バンコク	1,935
3	大連	1,550
4	香港	1,378
5	シンガポール	1,199
6	北京	984
7	青島	974
8	ロサンゼルス	832
9	ホーチミン	801
10	天津	691

＜大連市の投資環境と進出・投資先に対する政策＞

大連市は歴史的経緯からみても日本との関係が非常に深く、政府レベルでも日本文化に対する理解度が高い都市だと認識されています。

その理由の一つとして、日本語人材の豊富さがあります。大連市は高等・中等教育機関における日本語学習熱が非常に高く、人口100万人あたりに占める日本語能力試験1級の受験者数（2018年）は中国で1位であり、日本語能力試験1級受験者数は国内で4番目に多い都市となっています。（1位：広州市、2位：上海市、3位：北京市）。また、日本語専攻の大学は15校あり、生徒数は7,500人以上で中国東北部40%以上が集中しています。

このようなことから日本語人材の集積地でもあり、さらに反日デモなどは少なく、対日感情はとても安定した環境となっています。

進出・投資先に対する政策として、2018年8月、大連市では対外開放の拡大、外資の利用促進を図るための政策が発表されました。進出する外資企業や外国投資に対し、支援のための奨励金や補助金の交付、税制面での優遇の他、プロジェクト用地の支援や、高度専門職に対するビザ申請の優遇など12の政策により経営

環境を構築し、積極的に外資企業の誘致が行われています。

【大連市の対外開放の拡大及び外資利用する政策措置】

1. jpd.gov.cn/Business/BusinessNew/23146.html
2. jpd.gov.cn/Business/BusinessNew/23147.html
3. jpd.gov.cn/Business/BusinessNew/23145.html

＜大連市：日本電産による大型投資を発表＞

2020年3月5日、大連市政府は金普新区の「新日本工業団地」における日本電産（大連）有限公司（以下、日本電産とする）の新たな投資プロジェクトを発表しました。

「新日本工業団地」は2019年から建設が開始された日系企業向けのハイエンド設備製造と新材料産業に特化した産業パークです。日本電産はそこに20万㎡の土地を確保し、電気自動車（EV）向けモーターの新たな生産拠点と700人規模の研究開発センターを建設します。今年7月から建設を開始し、2021年の完成を目指します。完成後は年間360万台の生産能力を持つとのこと。投資総額は計画当初500億円だったが、今回の発表によって1000億円に倍増しました。同分野において中国で2カ所目の拠点となり、EV向け市場は今後、伸びると判断したようです。また、「新日本工業団地」へは日本電産の関連会社をはじめ、すでに30社以上の企業が進出を計画しています。本件について大連市委員会の譚作鈞書記は中国国内メディアを通じて「新時代の中日協力の新たなベンチマークを打ち立てることに全力を尽くす」と伝えました。

＜今後の大連市について＞

大連市は遼寧省のGDPの約1/3を占める中国東北部で最大の工業都市です。東北部の振興を重要国家戦略として様々な政策を打ち出し、産業構造の改革に取り組んでいます。大連市政府の対外経済重視の動きが活発化する中で、特に対日関係への期待が高まっており、「新日本工業団地」だけではなく、「対日自由貿易試験区」といった新たな計画も打ち出しています。

ぜひ、今後の進出・投資先として大連市をご検討ください。

「ベトナムへの進出形態の概要 その3」

石川 幸

〈はじめに〉

外国企業によるベトナムへの進出形態の概要について、3回シリーズの最終回となる、(7)既存の会社を買収するM&Aの方法について、要点の解説をします。

〈既存の会社を買収するM&Aの方法〉

クロージング（着金）までの流れ

クロージングまでの流れは、1. デューデリジェンス（以下「DD」という）→2. 資本譲渡契約書の締結→3. 出資登録（いわゆる Confirmation Letter の取得）→4. 企業登録証明書（以下「ERC」という）変更→5. 間接投資口座（IICA）への入金（クロージング）という流れが一般的です。

しかしながら、ライセンス申請当局である投資計画局（以下「DPI」という）の担当官により、ERC 変更の前にクロージングが求められることもあるので、クロージング時期については事前に担当官への確認が必要となります。以下、それぞれの手続きごとに主要な点について解説を加えます。

1. デューデリジェンス（DD）

①DD上の留意点

DDとは、M&A取引の場合、対象会社の主に法的状況、財務状況という観点から調査を行い、瑕疵を洗い出し、対象会社として適切かつ妥当かを事前に調査・確認することをいいます。ベトナムでは、日本等と比べ、M&A取引に慣れていない企業もまだ多く、DDの際に適時に適切な資料を入手できないケースも多く見られます。したがって、対象会社の担当者に対し、必要な資料の内容とその資料がDDにおいて必要となる趣旨・理由を明確に伝え、粘り強く交渉・開示を求めるとも時には必要となります。

②対象会社に外資規制のある事業内容が存在する場合

特に問題になり得る事例として、ベトナム内資企業は事業内容を広範に取得することが可能なため、対象会社には外資規制に抵触する事業内容が含まれていることがあります。その場合、資本譲渡手続き（外資化）に伴い、事業内容の削除等を行うことが必要なケースが生じます。したがって、対象会社の事業内容についての外資規制を事前に確認することは必須といえます。その上で、外資に認められない又は制限に服する事業内容

が存在する場合には、当該事業内容の削除を、資本譲渡契約書における取引実行の前提条件とすることが必要になります。

2. 資本譲渡契約書の締結

資本譲渡契約書は、共通言語として英語作成が一般的ですが、DPIへの提出用としてベトナム語版が必要な点には留意が必要です（担当官によっては、提出を求めないこともありますので、提出の要否については、事前に担当官への個別確認が必要となります）。契約書に基づき資本譲渡の合意がなされるという点で、日本等におけるM&A取引上の譲渡契約書と特段異なる点はありませんが、DDで発見した法的瑕疵の治癒を前提条件として合意するケースは多くみられます。

3. 出資登録（Confirmation Letter 取得）

投資法 67/2014/QH13 第 26 条によると、買収後の出資比率が 51%未滿、かつ対象会社の事業が条件付投資分野を含まない場合を除き、DPIへの出資登録が必要となります。出資登録の申請先は DPI であり、申請から 15 営業日に出資登録確認書（通称「Confirmation Letter」）が発行されます（同法第 26 条 3 項 b）。Confirmation Letter の発行により出資登録は完了となります。出資登録のための必要書類と申請書類は下記のとおりです（ただし、実際の手続き時には、事前に DPI 担当官への個別確認が必要です）。

4. 企業登録証明書変更

企業登録証明書に社員の名称が記載されているので（企業法 68/2014/QH13）、社員及び出資比率の変更について ERC の修正が必要となります（同法 31 条）。当該手続きは、上記の Confirmation Letter 取得後に行います。法的には、ERC の当該変更が完了した時点で出資比率の変更が効力を生じるという点で、重要な手続きといえます。

5. 間接投資口座（IICA）への入金によるクロージング

買収代金の対象会社への入金については、19/2014/TT-NHNN 第 7 条、11 条 1 項 2 項、05/2014/TT-NHNN 第 6 条に基づき、譲受会社によって開設される間接投資資本口座（Indirect Investment Capital Account, 通称「IICA」）を通して行わなければならないと解されています。

Q 「現在、世界各国で大きな問題となっている新型コロナウイルスについて、現在の上海市の街の様子や上海市で行われている予防方法について詳しく教えてください。」

A

<上海市の街の様子>

3月16日（原稿作成時）時点での上海市の街の様子は、徐々に以前の上海の姿に戻りつつあります。私は、最新の状況を確認するべく、日本人が比較的多く住んでいる地域の一つである中山公園エリアを訪問しました。ここには龍之夢購物中心という巨大ショッピングセンターがあります。普段は、若い女性やカップルなど大勢の買い物客で賑わっていますが、明らかにお客の数は減っていました。しかしながら、入店しているテナントは、一部の飲食店を除いて90%近くのお店が既に営業を再開していました。また、上海市のほとんどの飲食店は感染予防のため、未だ店内での飲食は提供せず、お持ち帰りのみで対応していますが、龍之夢購物中心の地下にあるスターバックスやケンタッキーでは、店内での飲食を再開しており、実際に何人かのお客が店内で飲食をしているのを見かけました。龍之夢購物中心では、生活必需品である食料や生活用品を買い求める人が多く、洋服売場、スマホ売場、化粧品売場よりも、地下のスーパー（カルフル）が一番賑わっていたのが印象的でした。



<龍之夢購物中心の様子>

<地下鉄での予防方法>

上海市では2月28日から地下鉄に乗る際に、車両のドアに貼り付けられたQRコードをスキャンするように利用者にアナウンスしています。このサービスは、万が一、地下鉄車両内にて新型コロナウイルスの感染者が見つかった場合、感染者と同じ車両に乗車していた乗客を特定するためのものです。

そのため、各乗客に対して、自分が「何時何分にどの車両に乗ったのか」をスマホ上で申告することが求められています。私も実際に試してみましたが、入力方法は非常に簡単で、スマホでQRコードをスキャンし、表示画面に自分の携帯番号を入力すれば終わりです。



<地下鉄車輛に貼られているQRコード>



<登録画面>

<上海市内を訪問してみよう>

この日感じたことは、街の活気が徐々に戻ってきていることです。ショッピングセンターのテナントは営業を再開し、お客の数も増えてきています。また、市内を通行する車やバスの数も増えていきます。上海市の各企業も出社再開や在宅勤務を行うなど、経済活動も徐々に回復しているように思います。

しかし、まだまだ油断は禁物です。実際に上海市では、空港、高速鉄道、高速バスや地下鉄の駅、医療衛生機関、ショッピングセンター、スーパーなどの公共場所ではマスクを着用し、体温検査に協力するようにと「自覚」を促しています。また、中国外交部は、3月28日0時より、現在有効な訪中査証及び居留許可を持つ外国人の入境を一時的に停止することを決定しました。つい先日、上海市は強制隔離の対象国から日本を除外したばかりでしたが、今回の発表で事実上中国への入国はできない状態になりました。

一刻も早い新型コロナウイルス感染拡大の終息を願うとともに、十分な情報収集を行い、最新情報に注意して行動をしてください。

本質問について詳しく知りたい方、具体的なご相談があれば、ひろしま産業振興機構国際ビジネス支援センターもしくは広島上海事務所までお問い合わせください。

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ

◎ 支援施策

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける、またはその恐れがある事業者への経済対策として、現在公開されている支援施策を紹介します。

【経済産業省 中国経済産業局】

「資金繰り：総額 1.6 兆円規模で徹底的に支援」

「設備投資・販路開拓：サプライチェーンの毀損等にも対応」

「経営環境の整備：相談窓口等で経営を下支え」

詳しくは、「経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連」で検索、または、右の QR コードより、ご確認ください。



最新情報については、「e-中小企業ネットマガジン」「中小企業庁 Twitter」でも登録いただいた方に随時配信しております。

- 中国経済産業局：新型コロナウイルス感染症対策情報
<https://www.chugoku.meti.go.jp/disaster/covid-19/index.html>
- セーフティネットに関する問い合わせ：広島県信用保証協会（082-228-5501）
- セーフティネット貸付に関する問い合わせ
日本政策金融公庫 広島支店 中小企業事業：082-247-9151
国民生活事業：082-244-2131
尾道支店 国民生活事業：0848-22-6111
福山支店 国民生活事業：084-922-3660
- 雇用調整助成金に関する問い合わせ：広島労働局職業対策課（082-502-7832）

【広島県】

- 広島県の新型コロナウイルス対応の金融施策や相談窓口情報は
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/67/covid-syoko.html>
- 広島県新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受ける事業者を対象とした相談窓口を広島商工会議所と広島県商工会連合会と合同で設置し、資金繰りや雇用などの相談に経営指導員などが対応
[相談窓口] 広島県庁東館 3 階 経営革新課内（広島市中区基町9-42）
[電話] 082-513-3321
[相談日時] 9時から17時（土日・祝日を含む毎日）
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/75/koronasodan.html>

【中国運輸局】

- 交通事業者・観光関係事業者からの相談窓口
http://www.tb.mlit.go.jp/chugoku/O0001_00380.html

【日本貿易振興機構】

- 新型コロナウイルス感染拡大の影響による、中国及び世界各国の感染状況やその対策などについての報告や相談窓口を紹介 <https://www.jetro.go.jp/>

◎ 相談窓口

公益財団法人ひろしま産業振興機構に設置している「広島県よろず支援拠点」では、新型コロナウイルスに関する経営相談窓口を設置しましたので、お知らせします。

◆広島県よろず支援拠点（本部）

広島市中区千田町3-7-47 広島県情報プラザ1階 電話：082-240-7706

[相談日時] 平日：8時30分から17時15分、定休日：土日、祝日

◆広島県よろず支援拠点（福山サテライトオフィス）

福山市三吉町1-1-1 広島県福山庁舎第3庁舎7階 電話：084-926-2670

[相談日時] 平日 8時30分から17時15分、定休日：土日、祝日

上記相談窓口のほか、土日の特別対応窓口を下記のとおり設けております。

◆広島県よろず支援拠点新型コロナウイルスに関する土日特別相談窓口

電話：080-3729-3762

[相談日時] 土日10時から17時

（※応答できなかった場合、折り返しご連絡させていただきます。）